

社会福祉法人池田町社会福祉協議会 ソーシャルメディア運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、池田町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が SNS を通じて、本会の事業活動や地域福祉活動を町民へ情報発信・啓発及び共有化を推進するため、ソーシャルメディアの適切な運用及び有効活用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 ソーシャルメディアとはフェイスブック、X、インスタグラム等の情報媒体であり、相互に情報をやり取りする伝達手段をいう。運用は本会が行い情報発信を行うものとし、原則として返信等は行わない。

投稿者情報

- ・ 名称：社会福祉法人池田町社会福祉協議会
- ・ アカウントユーザー名：池田町社会福祉協議会 （@ikedata_syakyo）
- ・ 設立年月日：昭和63年1月27日
- ・ メールアドレス：syakyoutown@ikedata.gifu.jp
- ・ 電話番号（スマートフォン）：080-2370-3776
0585-45-8123

(運用の管理)

第3条 本会公式 SNS の運用主体は池田町社会福祉協議会とし、アカウントの管理は総務・地域福祉係が行う。当該情報の発信・更新等の管理についてはその情報を取り扱う部署が行う。運用管理者を置き、運用管理者は事務局長とする。

(公式アカウントの表明)

第4条 本会が運用する公式アカウントについては、なりすまし等を防止するため、当該アカウント名を本会ホームページに掲示し、公式アカウントである旨を表明するものとする。

(遵守事項)

第5条 ソーシャルメディアの利用にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 公式アカウントを業務目的以外に使用してはならない。
- (2) 公式アカウントの利用は、情報発信のみとし、投稿への返信等問い合わせに関する回答、リプライ、ダイレクトメッセージ等を行わない。ただし運用管理者が許可した場合は、この限りでない。
- (3) 名称及びアイコンは、公式アカウントであると容易に判別でき、かつ情報発信する内容が想像できるものであること。
- (4) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意すること。
- (5) 発信する情報は正確に記述するとともに、誤解を与えないよう留意すること。
- (6) 発信した情報により、意図せず他者を傷つけたり誤解を生じさせたりした場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めること。
- (7) 個人を特定できる写真等を使用する場合は、あらかじめ本人及び関係者から同意を得るものとし、同意を得られないときは使用しないこと。
- (8) 守秘義務を遵守するとともに、検討中又は協議中などの意思掲載家庭における情報の取り扱いに十分

留意すること。

- (9) 事実に反する内容、不適切な内容等があった場合は、投稿の削除に留まることなく、訂正、お詫びを投稿する等誠実な対応を心がけること。

(禁止事項)

第6条 下記内容を含んだ投稿（リプライ（コメント）やリンクを含む）はすべて禁止する。下記内容を含んだ投稿は、管理者がその投稿の削除、アカウントのブロック等を行う場合がある。

- (1) 本会又は本会と利害関係にある個人、団体の秘密に関する情報
- (2) 本会及び他社の権利を侵害する情報
- (3) 本会のセキュリティを脅かすおそれのある情報
- (4) 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
- (5) 人種、思想、信条、住居、職業当の差別又は差別を助長させるおそれのある情報
- (6) 違法行為又は違法行為を煽る情報
- (7) 信憑性が確保できない情報
- (8) 政治的発言等、公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある情報
- (9) わいせつな内容を含む情報
- (10) その他公序良俗に反する一切の情報
- (11) 営利を目的とする情報

(免責)

第7条 本会はユーザーにより投稿された本会 SNS に対する「コメント」等について、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因してユーザー又は第三者に損害が発生したとしても、本会は一切責任を負わないものとする。

2 掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、本会の故意または重大な過失によるものでない限り、本会は一切責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この規定に定めるもののほか、ソーシャルメディアの利用に関して必要な事項は、公式アカウントを所管する運用管理者が定めるものとする。

附則

この規定は、令和6年4月1日から施行する。